

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成24年 6月20日 開会 10時00分 閉会 13時59分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

上野安是 西田久志 佐藤豊 井口勇

森下金三 鳥越孝太郎 藤原正己

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地俊則

(2) 委員外議員 三輪順治 森本典夫

(3) 説明員

副市長 三宅生一 市民生活部長 国末博之

健康福祉部長 大元一高 市民生活部次長 笠行眞太郎

市民生活部参与 金高常泰 健康福祉部次長 大月仁志

健康福祉部参与 三宅道雄 病院事務部長 北村宗則

市民課長 川田純士 子育て支援課長 谷本悦久

保健センター所長 山本高史 偕楽園長 福島秀裕

健康福祉部参事 柚野裕正 甲南保育園長 三宅信子

芳井保育園長 松山睦美 保健センター参事 大元邦彦

芳井支所長 笹井洋 美星支所長 小出堅治

病院事務部庶務課長 猪原忠教 病院事務部医事課長 藤井秀典

市民課長補佐 橋本良啓 福祉課高齢者福祉係長 立花計志

(4) 事務局職員

事務局長 川上勝三 事務局次長 渡辺聡司

主任主事 平川貴章

6. 傍聴者

(1) 議員 坊野公治、藤原浩司、簗戸利昭、大鳴二郎、水野忠範、河合建志、

川上 泉、藤原清和、乗藤俊紀

(2) 一般 0名

(3) 報道 1名

7. 発言の概要

委員長（上野安是君） 皆さんおはようございます。

ただ今から、市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんにおはようございます。

梅雨の晴れ間といいますか、台風一過というんでしょうか。台風一過といいますと、非常に晴れるということではあるんですが、そういう中にも非常に温暖で新緑が生え、あるいは花が色とりどりで、本当にいい季節を迎えたなというふうにも思っているところでもあります。そうした中、昨日の台風4号におけます概要を少しお話しさせていただけたらと思っております。

まず、きのうの午前4時ですが、大雨強風の注意報が発令されました。それから、5時40分には警報ということでありました。住民への情報につきましては、その都度ではありますが、注意喚起あるいは通行どめについて、井原放送あるいはメール配信等を利用し、情報を提供したところであります。

雨量の状況であります。芳井は総雨量76ミリ、井原85ミリ、美星85ミリということで、それぞれそんなには降ってないということになるのかなというふうにも思っております。

水位の状況であります。芳井の最大水位は1.57メートルで、水防団の待機水位を2メートルというふうにしておりますので、その内輪であったということ。あわせまして、井原では最大水位が0.89メートルでありました。これも、水防団の待機水位は1.8メートルでしたから、その内輪にいたということでもあります。

学校の対応であります。全校・園休校ということでありました。

交通機関の情報であります。これにつきましては北振バスが一部通行規制を行いました。その他はおおむね通常どおりということでございました。

さらに、警戒態勢であります。注意報発令後直ちに水防班1名が待機し、それから警報発令後、5時40分ですが、これを受け、水防班による非常連絡員の配置、本庁、支所各3名が配置しておるといった状況でありました。

それから、協働推進課、芳井支所、美星支所については、これよりほかに自動配置職員による警戒を続けたということでもあります。

災害の状況であります。7時50分、県道高山芳井線であります。片塚のバス停付近であります。路肩の崩落ということで、現在もであります。全面通行どめであります。

市道の状況であります。これは崩土、路肩の崩壊、倒木、落石、農地の崩壊、それから私道の崩れによる市道への流入ということで、全部で8路線であります。これについてはいずれも通行規制が行っておりません。現在では、すべて対応済みということであります。

なおかつ、けさの情報であります。美星町の烏頭地区において、2路線が通行どめになっているということで、現在復旧の活動を続けているということであります。

今なお、職員による全体的なパトロールを行っていて、すべて全容がわかっているという段階ではございませんが、その都度直ちに職員が現場に赴き、対応しているということでございます。

以上が、昨日の台風4号における概要でございます。

次に、宮城県の松島町に土木技術員を派遣しておりますが、先般帰ってまいりました。非常に状況を説明してくれましたが、端的に言うと、復興支援活動にやるぞという気合いと、今後まだ9カ月程度残っておりますが、これに全力でやっていくんだという決意表明を新たに受けたところでもあります。

さらに、昨日であります。井原市、本市の職員であります。これは管理栄養士をしております国際協力機構JICAであります。青年海外協力隊として南米のグアテマラのほうへ派遣するというのであります。これにつきましても、食事や栄養に関する知識の普及、改善を図り、乳幼児死亡率の低下を目指すんだということで、これに全力を挙げ、力を、経験を積んで市の役に立ちたいということであります。また、これは東日本大震災において、日本が海外から非常に多くの支援を受けたということで、日本人として世界で困っている人のために恩返しをしたいという決意表明もしたというものであります。当地で頑張ってきてほしいということと、ぜひともそのスキルを今後の市政につなげてほしいというふうに思っているところであります。

済みません。長くなりましたが、本委員会に付託されております事案につきましては、条例が5件ということでございます。皆様方には慎重に審議をいただき、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げたいというふうに思います。

なお、お手元に市議会報告事項ということで、資料をお配りさせていただいております。後ほどお目通しのほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

長くなりましたが、本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第43号 井原市手数料条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（鳥越孝太郎君） 議案第43号の中で、提案理由の中で、外国人登録法の廃止に伴いというふうに書いてございますけれども、現在井原市においては、この外国人がどのぐらい登録されているのか。また、それぞれの国籍についてはどうなのか、そのあたりをまずお伺いしたいと思います。

市民課長（川田純士君） 外国人の人数ですけれども、5月末現在で566人でございます。

国籍についてですが、これは全部言わないといけないです……。

委員（鳥越孝太郎君） 主なところで。主なところ。

市民課長（川田純士君） 主なところは、ベスト5を申し上げますと、中国が443人、ペルーが31人、フィリピンが27人、インドネシアが16人、ベトナムが18人です。その他、韓国でありますとか、朝鮮、マレーシア、タイ、ラウス等がございます。

委員（鳥越孝太郎君） 566人、現在外国人が登録されてるということでございますけれども、この方たちが今回の外国人登録法の廃止に伴いまして、どのように変わるのか、そのあたりを井原市としての、行政としての手続についてお伺いしたいと思います。

それから、行政サービスについては、この人たちは日本人と同じような方法になるということをお聞きましたけれども、行政サービスについてどうなのか、そのあたりをまずお伺いしたいと思います。

市民課長（川田純士君） 外国人登録法が廃止されまして、これが7月9日に廃止されます。それと同時に、7月9日からは住民基本台帳法に基づき、日本人と同じように住民基本台帳法に登録をされて、日本人と基本的には同じ扱いになります。したがって、行政で行っておりますものについて、その住民票に搭載される方については、ほぼ日本人と同じような行政サービスあるいは義務等がございますので、そういったことで、行政において十分な把握と、またその人たちに対しての行政サービスももれなくできるというようなことになろうかと思っております。

委員（鳥越孝太郎君） ということになりますれば、本市にある各種の補助金であるとか、あるいはサービス、つまりは国保であるとか、あるいは介護保険であるとか、そうしたもろもろの今日本人が受けている制度、これはもうすべて使えるというふうと考えていいのでしょうか。

市民課長（川田純士君） 私どもの管轄内で言いますと、国保についても当然同じでございますし、国民年金についてもそうでございますし、ただ介護等についてはちょっと担当外ですので、はっきりしたことがちょっとわかりません。

委員（鳥越孝太郎君） 介護のほう、わかれば。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 介護保険法について申しますと、介護保険法につきましても、適法に3カ月を超えて在留する等の外国人によって、住所を有するもの等につきましてもは介護保険の対象となってまいります。こういった関係でございますので、65歳到達時には被保険者証のほうをお送りして、介護保険のサービスを受けることは可能になる。一方で、保険料のほうも当然納める義務が発生してくるということになってまいります。

以上でございます。

委員（鳥越孝太郎君） ほぼ行政サービスが同じということでございますが、区別するところというのは何かあるんですか。これはできない、例えば選挙権なんかは恐らくないと思うんですけども、そのほかに何か日本人と外国人が違うところ、そういうところがあればちょっと教えてほしいと思います。

市民課長（川田純士君） 特にちょっと思い浮かびませんが、いずれにしましても、国籍は日本人ではございませんので、そういった関係での戸籍とか、そういったものはございませんので、違いはあろうかと思えます。

委員（鳥越孝太郎君） 先ほど介護保険とかにつきましても、保険料を納める義務も発生してくるということでございますが、これまで外国人の方は、恐らく新しく来た人は今までは払ってなかったけども、一気に払わなくてもサービスだけは受けれるというようなことも考えられるわけですね、日本人として登録したら。だから、結局は保険料を払わなくてもサービスだけは受けれるというのは非常に矛盾があるような気はするんですけども、これは国の法律でそういうふうが決まってるんでありますから、どうもいたし方ないと思いますけども、ちょっとそのあたり私は疑問に感じております。

以上です。

委員（佐藤 豊君） ちょっと確認ですけど、今の介護保険を払わなくてもサービスだけは受けれるというような表現で鳥越委員さんが聞かれたんですけども、実質的には今後は介護保険料も払っていただくということで理解しとけばよろしいんですよ。

たちまちは今払ってないけれども、資格だけ、介護を受けれる資格はできた。じゃけど今後は、在住している間は、介護保険料は払ってもらいますよと、保険料というか、介護保険は払ってもらいますよということで理解しとけきゃあいんですか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 介護保険の給付につきましては、当然65歳以上から発生してまいります。これに該当される外国人の方というのが、現時点では非常に少のうございますということはず1点ございます。

そういった中で、被保険者証をお送りするということが介護保険の受給資格が発生するわけではございますが、そういった方について発送するわけではございますが、それもすぐに外国人登録が廃止されて住民になったからということではございませんで、適法に3カ月以

上という形でございますし、2号被保険者の方につきましては、国保あるいは社保に入られるという形になってこようかと思っておりますので、そちらのほうの納付の状況につきましては、直ちに把握することは非常に難しい状態にあるということでございまして、サービスの給付自体につきましては、被保険者証を発した時点で受給資格は招来するというふうに認識しております。

委員（佐藤 豊君） はい、わかりました。

委員（森下金三君） 今の説明をして関連でお聞きしたいんですが、日本と同じ扱いと、年金もというようなこともおっしゃられたと思うんですが、例えば外国人が、これは帰化しとるわけじゃないんで、永住外国人と言われるような人がこん中に何人含まれとるかわからんし、仕事のためにここへ入ってこられとる人もおられると思うんですが、途中で帰られるとしますわね、自分の自国へ。そういったときに、年金かけたお金というものはどういうふうになるんですか。

市民課長（川田純士君） 国民年金で申しますと、3年以上かけたら一時的な一時払いというようなことはございますようです。年金についても、今までもあったわけでありまして、今度の改正で的確に把握ができ、サービスができるという話でございまして、その辺ちょっと誤解のないようにお願いをいたします。

委員（森下金三君） 今度はまた話が違いまして、これだけいろんな国の方がおられるんで、窓口なんかの対応というのは非常に語学、言葉の関係でスムーズにやっていかにやあいけんと思うので、その点は今後いろんな手続やこうをやるときにおいて、今までにそういうことで支障を来すというようなことが多々あったんですか。スムーズにばあっと行ったというようなこと、状況はどがんなかったんです。

市民課長（川田純士君） 市民課の窓口において、今ですと外国人登録、それに伴いまして種々の手続をされるわけですが、おおむねの約8割の方が会社への実習生とかという方でありまして、付き添いで会社の方が来られて通訳をしていただいとるというようなことで、ほとんどそういう私ほうで相手に対して通じないということはありません。

それから、ほかの方についても、例えば配偶者が日本語ができるとか、いずれにしましてもほとんどのケースで対応はできておるものと思っております。

委員長（上野安是君） 傍聴されている三輪議員からただいま発言の申し出がありました。発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（三輪順治君） ありがとうございます。

ただいまの質問に関連いたしまして、窓口の対応ということで、もう支障はないということとでございますが、例えば今お聞きしますと、566人の外国人の方でほぼ8割以上が中国人ということ、あとペルー、フィリピンとか続きますけども、窓口、今付き添いの実習生の監督者のほうがおいでになってやられるということが、これはいいんですけども、例えばごみの出し方、分け方とか、あるいはホームページであるとか、いわゆる手続の案内ですよ。これは、現在どういう表記になってますかね。まず、それを1点お聞きしたいです。

市民課長（川田純土君） 一応窓口のほうで、外国人のための暮らしの便利手帳というものを配布をいたしております。

委員外議員（三輪順治君） 暮らしの便利手帳というのは、何か国語がフォローされてます。

市民課長（川田純土君） 二カ国語で英語と中国語です。

委員外議員（三輪順治君） 英語が国際標準で、多分外国語で通用するであればええんですけども、例えばごみの出し方、分け方は環境部門になりますけども、日常生活に密接に関係があって、一々恐らくごみをお捨てになる場合に、いわゆる監督者のほうまで行って、これは何ごみ何ごみって聞かれないと思うんですね。実質的にごみを判断して捨てるということの習慣を身につけていただかにはあいいんよになるわけです。それは7月に始まることじゃない、ずっと今までもそうなんだけど、そこらあたりは環境部門とされて、分別の徹底、資源化、そこらあたりの指導はどのようにされてます。

市民生活部参与（金高常泰君） ごみの出し方等につきましては、先ほどの窓口で配布の中の便利手帳の中に載せております。それとまた、外国人からの会社等の要請によりまして、出前講座等がありましたら、それに出向いて説明をいたしております。

委員外議員（三輪順治君） 支障がないように運用のほうをお願いしたいと思います。

関連しまして、8割程度の方は代理の方がおつきになって、手続を代理申請されるということですが、残りの2割の方については、具体的には市民課の窓口とか、市民病院の患者としておいでになる場合もあると思うんです。

患者の場合は、付き添いがおいでになる場合もあるんでしょうけども、特に体が痛い部分を訴える場合は、日本語でも難しい聞き取りとか表現がありますけども、ここらあたりの現状をちょっと教えていただけますでしょうか。

病院事務部医事課長（藤井秀典君） 失礼します。外国人の方が問診という、自分の痛みを訴えるときに支障があるのではないかというお尋ねですが、現時点で私のほうにはそういう困ったという事例は何っておりません。

以上です。

委員外議員（三輪順治君） お聞きしてるのは、どういう手法でクリアしとるんですか

ね、運用面ですね。ですから、問診票というのは日本語なんでしょ。

委員長（上野安是君）　　ちょっと済みません。今回、関連と言われますけども……。

委員外議員（三輪順治君）　　いやいや、関連して。行政サービスですから。行政サービスは、日本人と同じ取り扱いと言われたから、関連で聞きよんですよ。

委員長（上野安是君）　　今のこと答えられますか。

病院事務部医事課長（藤井秀典君）　　おっしゃるとおり日本語で書いておりますが、そのために、日本語で書いてあるからといって支障が起きてる事例は今のところ聞いておりません。ですから、結構日常生活的な部分では、その辺の日本になじんでらっしゃる方というふうに考えております。

委員外議員（三輪順治君）　　祖国を遠く離れて日本においでにならないといけない事情もある方だろうと思います。

人間生身ですから、いつ何どきそういうこともあろうかと思えます。温かい手を差し伸べる一つの部署が、そういった病気になったときの対応だと思います。日本人を評価していただく一つの接点が、病院なんかにもあると思います。ですからぜひ、おもてなしといいますか、ホスピタリティーといいますか、外国の方に本当に気持ちよく医療を受けていただくような対応をひとつお願いしたいと思えます。

それからもう一点だけ、ホームページも見ますと、英語表記しかないんですね。ほとんど英語で通じるとは思いますけども、そこらは研究課題で結構なんですけども、国際化の進展がどんどん進んでいくと思われまますから、ひとつご検討の分野に置いていただければというふうに思えます。

以上です。ありがとうございました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第44号 井原市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第45号 井原市印鑑条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（森下金三君） 1ページめくっていただいて、井原市印鑑条例の第4条の中に書いてあります。読みますと第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」その後です。「外国人登録証明書の提出」を今度は「本人確認書類の提示」というふうに改めるというふうに書いてあるんですけど、この本人確認書類というのは、ちょっと私もどんなもんかようわからん。どういうものを提出をすると、その辺がちょっとどういうもんかわかれば教えてください。

市民課長（川田純士君） これは、ここの条は外国人登録証明書の提出というのは、これは外国人のみに限るわけでございます、7月9日からは住民登録という事になります。改正後の条文につきましては、それを除いたものでございまして、本人確認書類の提示というのは、端的に言いますと……。

委員（森下金三君） 住民票。

市民課長（川田純士君） いや、免許証というようなことでございます。

委員（森下金三君） 免許証。

市民課長（川田純士君） はい。それから、外国人につきましては、外国人の登録証明書にかわりまして、在留カードというものが発行されます。これは国のほうで発行されますけれども、そういったものとかパスポート、そういったものが確認書類になります。

委員（森下金三君） 免許証、パスポート、それと在留カード、この主なものがこの3点というふうに理解すりゃあいいですね。はい、わかりました。

引き続きよろしいですか。

印鑑登録が今度できるということですね、印鑑登録。

市民課長（川田純士君） 今までも外国人はできておりました。

委員（森下金三君） へえで、ちょっと参考に聞くんですが、例えば外国人は片仮名で表

記してあるんでしょう。わしゃあ、そういうの住民票のというんか、ああいう書類を見たことがないからわからんのんじゃけど、横文字で何やら何やら何やらという長え、そういうものを印鑑を登録する場合は、どのような登録をするわけです。例えば、中国人とか韓国人なんかは漢字でやるから、日本の漢字をちょっと難しゅうしたようなものを押しゃあええでしょうけど、外国人の場合は長くつくから、イニシャルだけで、例えばKMとか、そういうような印鑑なんです。ちょっと不思議に思う。

市民課長（川田純士君） いろいろなケースがあろうかと思いますが、基本的に今登録されてる方はやはり漢字圏の方が多うございますので、漢字での登録が大方でございますけれども、ローマ字、いわゆる漢字圏以外の欧米等の方については、ローマ字での登録あるいは片仮名での登録といったような形でされておりまして、ローマ字につきましても、長い名前ものについては省略をしたようなもので登録されたりしております。

委員（森下金三君） はい、わかりました。そうしたら、できるだけ短く登録されるのと、日本の書類というのは印鑑を押す範囲の中には括弧して枠がありますよね。そしたら、枠からかなりはみ出るような状況が生じてくるんです。その辺はどんなんですか、ちょっと単純に。

市民課長（川田純士君） 条例上で、正方形の8ミリ四方から25ミリ四方という設定がございます。その中で文字を入れていただくということになります。ですから、基本的にはみ出るというのはまずないと思うのです。

委員（森下金三君） はい、わかりました。知識不足でございました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第46号 井原市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員長（上野安是君） 傍聴されている三輪議員からただいま発言の申し出がありました。発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（三輪順治君） ありがとうございます。

この提案条例の改正第2条第2項障害者に関するという2行の文章がありますが、私もちよっと時間的にいとまなくて勉強不足なんですけど、障害者基本法の一部改正でこの2項を盛り込みなさいというような国の方針なんですか、お伺いいたします。

健康福祉部次長（大月仁志君） 市につきましては、障害者施策の推進協議会については必置規制ではございません。それで、市におきましては、条例におきまして障害者施策推進協議会を設置しております。したがって、こうしなさいとかといった通知等はございません。

委員外議員（三輪順治君） しからばお伺いしますと、この第2項は井原市が独自に今回条例改正案として上げられたものなんですね。確認をさせてください。

健康福祉部次長（大月仁志君） このたび、障害者基本法の中で所掌事務として明記されましたので、その内容をここに記載いたしております。

以上です。

委員外議員（三輪順治君） 先ほどの説明では、改正については何ら具体的な中身がなく、今のご説明では実体法の法の中にそういうことが書いてあるということですから、結局それを吸収してここに反映したと、こういう理解でいいんですか。

健康福祉部次長（大月仁志君） 法律の趣旨にのっとりまして、ここに記載いたしました。

委員外議員（三輪順治君） しからば、改めて質問いたします。

この第2項に関しまして、私も従前からいろんな思いを持っとるんですが、議会との関係について少し質問させていただきます。

ご案内のように、議会基本条例では、その第10条に1項及び2項を設けてまして、いろんな諸計画の執行後における政策評価というものを議会の義務としてやると、こうなっとるんです。片や、この協議会が第2項のところを受けますと、事業の進捗であるとか、あるいは実施状況を監視すると、こうなってます。

言いたいのは、議会のいわゆるその監視活動といいますか、その法に照らして井原市がきちっとやっているよなってことを議会の中で議論した結論と、例えばこの協議会が、いやこれが足らんとか、逆の場合もありますよ、いろいろありますけど、どういうふうに整理されますかね。その基本的な、これを入れられたねらいですね。基本条例との関係でやってください。基本条例は、議会の最高法規なんです。これは、議会の中ではこれを超える、変え

るような条例はできないんです。ここは市の条例、提案条例ですから、これは運用条例でいいんですけどね、関連がしてくると思います。ちょっと意味がわかりますかね。そういう意味で、どういう解釈してるんですか。

健康福祉部長（大元一高君） この第2条の2項1から3号まで、これにつきましては先ほど説明したとおり、今回障害者基本法の中で上げられましたので、ここへ基本のとおり上げております。

それで、今後の運用なんですけど、運用につきましては今後障害者施策推進協議会のほうへ、毎年度開催をいたしておりますけれども、事業の推進、状況とか経過、内容等を報告して、ご意見なりご指摘等をいただいて反映していくというふうに現状では考え、そういうふうにやっていくことになろうかというふうに現状では考えております。

したがって、議会とのかかわりということにつきましては、別の範囲でのご意見として受けとめて推進に生かしていきたいというふうに考えております。

委員外議員（三輪順治君） 漠然とわかるんですが、具体的な事業を想定した場合に、例えばある事務事業を、障害者に関する施策、それはいろいろ見方があります。ですから、その実施状況については、これは数字的にも数量的にも把握はできると思いますが、本当にこの施策が障害者の方々に望まれてるものかどうかということは、それは当事者である協議会がご判断なさってもいいと思うんです。ただ、議会とすれば、市の全体の文書になった全障害者対策というものに位置づけて、その障害者対策のこの部分がどうなのかというような審議になろうかと。一般的には想像できるんです。

ですから、すべてをこの協議会にゆだねるのではなくて、この協議会の特に第2条2項で調査、審議し、かつ実施状況を監視した結果は、これは議会に報告をしていただきたいとならんと、私たちは当事者じゃありませんから、その思いや願いはわかりません、はっきり言って。ただ、全体的な施策バランスとして、議会はどうすればいいかというときの参考になるので、ここにこうたうということになれば、これはもう必置でやっていかにやいけませんから、できればこの状況は議会にお出しいただいて、議会は議会としてそれを受けて、独自に判断をすると、こういう格好が私は望ましいと思うんですが、執行部のお考えはいかがでしょう。

健康福祉部長（大元一高君） 推進協議会のほうは、推進協議会としてご意見なりご提言をいただいて、施策を推進していくということになろうかと思っております。議会のほうへの報告につきましては、そういう報告の方法もありますけれども、その都度資料なり、それから執行状況、そういったものは担当課のほうで持っておりますので、その都度ご請求なりご意見をいただきながら協議を、議会のほう、委員会とかそういったところへ出していきたいというふうに思います。議会のほうからご請求いただければいいかなと。

委員外議員（三輪順治君） 障害者対策が、今ちょっと猫の目みたいに変わりよんですね。まだ落ちつかないんですね。ちょっとこの一、二年間は多分だめじゃ思います。

今例えば、これは例ですけど、総社市なんかは雇用1万人計画とか、1,000人だったかな、いろいろありますよね、独自の施策もね。ですから、これは今私は全協にお出しいただきたいと思うのは、全般的な状況を見ながら、法定雇用率も上がってくるようですから、それをもう当然の中として、こういった常任委員会の中に報告案件で、もう組み込んでいただきたいと思うんですよ。つまり、そういう審議会を開かれた後ですね。それは、今要求があればという表現がありましたけども、そういう前向きでない言葉でなくて、むしろ要求がなくとも積極的にお出しにならないですか、どうですか。

健康福祉部次長（大月仁志君） 施策推進協議会のほうは、市の障害者施策について、市には計画の諮問をいたしたりして計画策定、それから障害者施策の内容の報告、それから今後の動向とかを協議していただいとります。当然、それを実行する場合には市の条例なり、それから予算へ反映していくことになりますので、その都度議会のほうにはそうした中を通して報告していくことになると思っております。

ちなみに、障害者施策推進協議会の構成ですが、行政機関として児童相談所あるいは笠岡の公共職業安定所の所長であるとか、当然関係団体、それから学識経験者として医師会とか民児協とかの方を入れて構成しております。

以上です。

委員外議員（三輪順治君） 私は、先般の可決されました3月の議案の中に、発達障害の関係の共同運用がありましたよね。これも、まだ恐らく帰するに完璧に動いていないという状況です。

あれは8市町でしたか、関係で、広島、岡山県、いやそういう中で、発達障害なんか、例えばお持ちになつとる親御さんといいますか、保護者の方は大変なご心労といいますか、本当に私たちの思いが及ばんようなお気持ちでお子様と接せられとる思う。我々は、そういった発達障害についても脳の病気であるという理解を正しくして接していく。それが結果として、福山でお互いに事務処理をしていくと、精神科医のもとでやっていく。そういうことも、やはり進捗状況であるとか、実施状況の監視なんですよ。

だから、私が言いたいのは、今一部何ぼか触れになりましたからいいですけども、そういうことも視野に、本当に積極的な情報提供をこの常任委員会のほうにもお出しいただきたいということを強く要望して私の質問は終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第47号 井原市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（上野安是君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈放課後児童クラブの運営指針ガイドラインに基づく指導等について〉

委員長（上野安是君） 本件については三輪議員の提案です。

この際、お諮りいたします。

三輪議員の発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（三輪順治君） ありがとうございます。

この調査提案一覧表と申しますか、調査項目は皆さんお手元に、理事者のほうにもありま

すですね。

委員長（上野安是君） はい、渡しております。

委員外議員（三輪順治君） じゃあもう、あえて読みません。

前回3月の議会に関連しまして、引き続きお願いをした項目でございます。

本日は資料が出ておりますので、まず私とすれば、資料のご説明をお伺いした後、質問に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

子育て支援課長（谷本悦久君） それでは、お手元に放課後児童クラブのガイドラインがあるとと思います。説明をさせていただきます。

まず、1ページ目であります。

1番目に、放課後児童クラブの目的をうたっております。

2番目に、運営主体として、運営主体は市から認定を受けた放課後児童クラブ運営委員会とするといたしております。

3番目には、対象児童、これは国のガイドラインと同じでありまして、基本的には小学校が1年生から3年生に就学している児童にしております。

それから、4番目の規模でありますけれども、これも国のガイドラインと同じでありまして、おおむね40人程度までとすることが望ましいといたしております。

5番目に、開所日であります。これは年間を通して設定をすること。

それから、緊急時の場合には、保護者や学校と協議を行い、適切な対応を図ることとしております。

次のページをお願いします。

それから、6番目の開所時間であります。

開所時間につきましては、平日の場合に学校の就業時間から午後6時までを標準とするというふうに記載をしました。

それから、7番目につきましては、入所の募集等の手続について、各クラブで行うものとするとしております。

それから、8番目の入所の要件を①から⑤までで示しております。

それから9番目に、利用料等であります。

運営委員会は利用に当たり、保護者から利用料を徴収することとして、その全額をクラブの運営費に充てるということにしております。それから、利用料の設定は運営収支のバランスを十分考慮して行うことが望ましいというふうにしております。

10番目の施設設備であります。これは国のガイドラインと同じであります。

それから、11番目の職員体制であります。

職員体制につきましては、指導員を各クラブにおいて児童数にかかわらず常時2名以上配

置することにしております。特に障害児を受け入れる場合には、指導員の増員を行うこととしております。

それから、指導員の資格です。指導員は、下記に掲げる有資格者を配置することが望ましいということとしております。

それから、12番目であります。

指導員の職務等についてを、以下次のページまで記載をしております。

それから13番目ですが、指導員の研修についてです。

運営委員会は、各種研修に指導員を積極的に参加させることといたしております。

14番目ですが、指導員の労働環境ということで、運営委員会は雇用者として労災の保険等に参加すること、それから就業規則を定めることが望ましいというふうにいたしております。

15番目には、運営委員会と指導員との連携を表示いたしております。

それから、16番目から17、18につきましては、これも国のガイドラインと同じでありまして、16番では保護者との連携や支援、それから17番目は学校との連携、それから18番目は関係機関、地域との連携をうたっております。

それから19番目には、これは新たに加えとりますが、市への報告として、運営委員会は運営状況について四半期ごとに報告をすることにいたしております。

20番目には、安全対策ということで、この中には次のページになりますけれども、運営委員会は賠償責任保険に参加すること。それから、児童等のけがに対して、傷害保険に参加することが望ましいというふうにいたしております。

それから、21番目以降につきましては、これも国のガイドラインと同じでありまして、21番目は特に配慮を必要とする児童への対応、それから22番目では事業内容の維持、向上について、それから23番目には利用者への情報提供、最後24番目は要望、苦情への対応について表示をいたしておるところであります。

以上です。

委員外議員（三輪順治君） もう一つあるでしょ。もう一枚あったでしょ。

子育て支援課長（谷本悦久君） それから、もう一つの資料といたしまして、平成24年度の放課後児童クラブの運営委託料の実施計画ということで、14クラブに対しまして、それぞれ市が委託料を出して運営を行っていただいとしまして、横に各クラブ名があります。それから、下に実利用人数、これはあくまでも当初の計画であります。それから、開設日数であります。開設時間、それから委託料ということで、それぞれこの委託料につきましては、250日以上と249日以下となっておりますが、250日以上というのは補助基準で、これが250日以上開設すれば、国の基準額として人数に応じて金額が決まってくるという

ことで、例えば井原の小学校の仲よしクラブにつきましては、250日以上で基本額が310万1,000円ということになっております。

それから、それ以上開設をいたしますと、開設日数加算が14万円ついてると。長期休暇の間の長時間加算というのもありまして、これは夏休み期間、国の基準では8時間以上開設しなさいということになっていますが、それ以上を開設した場合の加算金がつくという形でやります。

それから、井原で言えば障害児加算が、これは障害児を受け入れた場合には152万円の加算がつくということで、一番左の井原仲よしクラブにつきましては、委託料が511万2,000円ということで当初計画をしておりますが、この基本につきましては23年度の国の基準額であります。24年度につきましては基準額改定がなされておりますので、その改定後の基準額でもって、今後変更が生じてまいるということになります。

それから、その下の24年度の放課後児童クラブの月額使用料であります。

これも、横にそれぞれの14クラブを表示しまして、その下に月額利用料、幼稚園を受け入れた場合の幼稚園の利用料と、小学校につきましても1年から3年、あるいは4年から6年と分けて利用料を設定されてるところがありますので、これをごらんいただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員外議員（三輪順治君） ご説明ありがとうございました。

これから質問に入らせていただきますが、あらかじめ提案事項の中に執行部への質問事項ということで何点か書いております。順次、お願いいたします。

まず、1点目に書いてございますが、放課後児童クラブの市としての認定基準ということで、先ほどのご説明の中では実施要領という表現がありましたけども、児童福祉法でしたか、第34条の7の規定に基づいて、市もしくは社会福祉法人あるいはその他の者を実施主体と、こういうふうにご説明が3月にごございました。

本市の場合は、井原市がするのではなくて、その他の者が実施主体となつとるという現状もこの間ご説明をお聞きしました。となると、その実施主体は市町村や社会福祉法人に準じて、非常に公益性、社会性が高い分野だと思われまますので、あえてそういう法律の規定になったと思います。

そこで、お尋ねいたしますが、この認定基準というものはどこに書いてあって、どういう内容なんでしょうか。まず、1点目のご質問をさせていただきたいと思えます。

子育て支援課長（谷本悦久君） 児童クラブの市としての認定基準についてですが、これにつきましては井原市の児童クラブ設置育成事業実施要領に基づきまして、毎年3月中に児童クラブの設置及び継続の認定申請を提出してもらっております。申請に際して、運営委員

会の規約、役員名簿、利用児童名簿、それから指導員の履歴書、予算書等も提出してもらっておりまして、国の補助基準に合致しているかどうか、こういう内容を審査し、適当と認められた場合に認定をしているというところでもあります。

委員外議員（三輪順治君） また後日、ちょっと資料としてまとめておきます。

委員会としては、私はあえて言いませんので、また実施要領をください。よろしいですか。

子育て支援課長（谷本悦久君） はい、わかりました。後ほど提出させていただきます。

委員外議員（三輪順治君） それから、2点目の指導員の有資格者の割合等につきまして、さっき新しいガイドラインにお示しをいただきましたので、これは望ましい方向であるというふうに、私は市が前面に出てご指導なさる、具体をお聞きになつるということで大変評価したいと思います。

それから、指導員に対する賃金については、これは具体的に書いてないんですけども、前回ご質問をして、賃金格差というのを市が余りつくってはいけないというような基本から、同じ仕事をおやりになるんでしたら、同じ賃金を市のほうで一定のルールとしてお決めになったほうがどうですかという問いに対して、たしか担当課長のほうから東京都の例を、最賃でしたか例を挙げられて、時給八百三十何円とかということをおっしゃいました。これは、あえて規定されなかったのは何か理由があるんですか、ガイドラインに。

子育て支援課長（谷本悦久君） 前回にも申し上げたとおり、あくまで賃金につきましては、各運営委員会が独自に決定をされております。その賃金を統一化ということでもありますけれども、これにつきましては、当然指導員の経験年数とか、資格があるないとかによって、統一は今難しいということと考えております。

あくまで国の補助基準額の中に、東京都の最低賃金というものが示されております。1時間当たり八百三十何円と言われましたが、そのとおりであります。先般開催しましたガイドライン説明会においても、この東京都の最低賃金を示しておりますので、これを参考に各運営委員会で賃金を設定をされるものというふうに考えておるところであります。

委員外議員（三輪順治君） はい、わかりました。ご事情がありゃあ、あるいは歴史的な経過も地区によって違いますので、一遍にどうのこうのということは私は申し上げませんが、歴史的な経過を踏まえて、望むらくはこの児童クラブに働いていただいとる指導員の方については、賃金を同一化してほしいという思いが私にはあります。それは、有資格者であれ、あるいは子育てをされたお母さん方であれ、一定の時間責任を持って子供たちを預かるわけですから、私は基本的には同じ賃金があるべきだろうと思っておりますので、引き続きちょっとご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしないと、やはりここに14クラブの、今度逆に保護者の負担額もありますけども、

関連いたしますので、実はこれもまた、言おう思っと思ったんですが、この額にしても、私は同一額が望ましいと思っと思つてます。

これは、本当にまた今現在では、口頭でのご説明だということでもありますけども、あわせて利用者のほうの負担額についても、こういった乖離がかなりありますから、統一をして、できるだけ平準化して、井原市が責任を持って認定をした運営母体といいますか、実施主体ですから、あくまで最終責任は井原市でございますからと私は認識してますから、そういう意味で、同じ仕事で格差をどうぞご自由にといいませんが、反問しながらしてくださいというのは、少し何か物事の姿勢において、地元に残りにも負担をおかけすぎじゃないかなと思っと思つてます。

こういった件のお金が必要ならば、予算をどんどん上げていただいて、議会で議論すりゃあええことですから、もし国の補助金で足らんとくがあれば、それは単市制度として、例えば何円が適当かかというのはいろいろ検討していきゃあいいんですが、差額が出た場合は市のほうで補てんをすとかいろんな法を考えて平等に、それぞれお母様方、お父様方が安心してワーク・ライフ・バランスを保てるようなスタイルで運営をしていただきたいというふうに、この点は思います。ですから、今の賃金については一定の前進があったというふうに理解をさせていただきます。

次、委員長、いいですか。

3点目の質問は、施設管理瑕疵への対応ということでございます。

きょうは資料が出ておりませんが、私が入手した資料によりますと、場所については小学校の空き教室が2カ所、それから幼稚園内の専用室が2カ所、それから小学校の敷地内専用棟が1カ所、それから幼稚園敷地内専用棟が1カ所ということで、あとは農協とか公民館とか、旧の幼稚園であるとか、グループホーム内であるとか、交流センター内であるとかいろいろあるわけです。これはこれで、基本的には地元の方がご納得された上でやられていいんですけども、いつか本会議で私が、今おやめになった教育長ですけどもお尋ねした際に、放課後児童クラブの教室については、基本的には教育委員会の空き教室を確保すると、こういうふうに明言をされております。私は、はっきり覚えてます。

これは、健康福祉部でこの事業をおやりになつてとるんで、教育委員会のほうから余り積極的な教室の提供がないように、変な見方あるいはすんですが、教育委員会がもし主管課であれば、空き教室をむしろ逆につくって、その教室を利用するというはもうごく自然な流れでございます。

井原市の場合は、担当部署が保健福祉部になっております。一部、教育委員会サイドの同じような事業もあるのは知っております。あるのは知っておりますが、こういった文部科学省と厚生労働省、2つを併用されとる井原市におきましては、これも議論をしていただく中

で統一してやって、子供たちの居場所なり、あるいは児童福祉の場であれ、あるいはほかの安心した場所を本当に少子化の中でつくっていただくようなことができると思うんです。それに向けて、時間はかかるとは思いますけれども、他都市の状況も含めて、あるいはこれからの井原市の少子化の動向を踏まえて、あるいは子育て両立支援も含めてよくよくご検討されて、その施設を確保し、かつもしその施設内での物理的な要因によってけが等が起きた場合の責任問題についても、教育委員会であれば、これはもう当然井原市教育委員会のほうで責任が持てますけれども、他の部署であった場合は責任限界論でいろいろ問題が、恐らく実務的には発生すると思われまますから、そういう問題を回避する意味でも、そういう大きな流れの中で集約をしていただければと。これはもう、私の希望です。

ですから、今岡山県内はどうも福祉部が持つような事例、他市町村が多いんですが、本当にこの子供たちの居場所、あるいはその勉強をプラスアルファで助けてするような場所とか、いろんなことを考えて、教育委員会が持てばいいのか、福祉部が持てばいいのかというのはほんまに議論をしてください。ひとつよろしく。それによって、相当の分野が解決すると思います。

学校には、先生もいらっしゃって、専門家もいらっしゃるし、それから敷地内であれば連絡がすぐつくんです。極端な例は、四季が丘が離れましたね。離れましたけれども、じゃあ何かあったときに連絡せえたって、そりゃあもう電話ではできますけれども、物理的には無理なんです。ですから、そういうことを含めて、よくよくそういう連携の中での国のガイドラインの基本を踏まえて、これからのあり方について検討をお願いしたいと思います。

それから、以上のような形で、きょうガイドラインを示していただきましたので、これは私も本日は熟読がすぐできませんので、よく熟読させていただいて、また各クラブでの使用料についてもかなりの乖離もございます。実態も把握する中で、引き続きご質問をさせていただく可能性が大でございますから、ひとつ今のガイドラインに沿って、よく井原市のほうとされても認定責任がありますから、よくフォローをして、保護者のご意見、指導者の思いなどなど、よくお酌み取りいただきまして、全体的にこの児童クラブが健全な子供たちの発展にとりましていい成果がありますようにご期待申し上げますので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上で私は質問を終わります。

委員(佐藤 豊君) 今、三輪議員が所管事務調査という形で質問を執行部のほうにされました。

所管事務調査ということは、この委員会に提案されたというふうに認識もしていただくんですけども、自分の、執行部だけの一方的な質問だけじゃなくて、この件について、この所管の委員さんの考えを聞くとか、その思いとか現状は、ここの件についてはどういうふうに思わ

れますかという、そういうことを議論するものが所管事務調査というふうに私は認識しとんでですけど、今三輪議員さんは自分が所管事務調査として出しとるから、自分が全部聞けばそれで終わりという感覚で、我々はそうやって聞きようようになってしまっただけですけどね。その辺の考えは、どのように理解されてますかね。

委員外議員（三輪順治君） おっしゃるとおりですから、どうぞ質問してください、関連して。

私は、今導入部分をやったわけですから、関連する分があったらどんどん委員さん言うてくださりゃ結構ですよ。それを排斥するもんじゃありません、どうぞ。

委員（佐藤 豊君） 聞いて、こっから先をどうじゃなしに、それぞれ今の件に、1件目が1件目について、こういうふうに私は思うんですけど、そういうふうに質問しましたけれども、ほかの委員の皆さんはどのように思われますかとか、そういう形で持っていかないと、所管事務調査の本来の意味とは離れてきとんじゃないかというふうに思うんですが。その辺、どういうふうに委員長は……。

委員長（上野安是君） 今、佐藤委員が言われるのは重々ごもっともだと思います。今回、そういうもろもろの仕切りについては、当然のことながら委員会ですので、委員長の仕切りということでやらせていただけたらいいと思います。ただ、今回の場合は、一問ごとに切ってということではなくて、とりあえず三輪議員が提案されとることを流れでお聞きしようと思って、今そのままで行とるわけでございます。

だから、今後については、今佐藤委員が言われたように、そういうふうな議論がなされるべきだろうと、そういうふうに考えています。

委員（佐藤 豊君） 今回の所管事務調査で、三輪議員のほうからこういうふうな事務調査をしたいという提案がありました。その件について、委員会のほうで協議して、ああそれはいいことだということで、ほいじゃあ皆さんが共通認識を持ったり、また疑問なところは聞かせていただくという形でテーブルの上へ乗らせていただいた経緯があったというように私は覚えております。

そういった意味で、そういった振りというものもしていただかないと、ちょっと一方的な所管事務調査になってしまってる。全員の委員会としての所管事務調査にちょっとまだなり得てないんじゃないかと。

前回もそういった傾向性が見られるんで、今後そういった方向性でお願いしたいというふうに思います。

委員外議員（三輪順治君） 佐藤委員さん、表現……。

委員長（上野安是君） 今の最後の意見は、多分委員長に対する意見だと思いますが。ここで今終わっております。

委員外議員（三輪順治君） はいはい。関連してお願いします。

実は、今回の所管事務調査の中を見ると、私が書いた以上の表現が出とんです、私は言わなかったですけどね。それは、調査の方法と調査期間のとこなんです。調査の方法のところに、私は委員会において質疑と書いとったのが、委員派遣による現地視察というのが入っています。それから調査期間は、私は委員会開催日となっておりますが、現地視察は閉会中に実施と、こう書いてございますね。これは、私は初めて知ったんですよ。

委員長（上野安是君） それは、三輪議員の提案を受けて、本委員会で後ほど諮るんですけども、各児童クラブへ現地調査というのを考えておりますので、これは委員会での提案ということで理解していただきたいんです。

委員外議員（三輪順治君） わかりました。大変ありがとうございます。

委員（佐藤 豊君） ですから、三輪議員さんが提案されたことを、僕たち否定も何もしてないです。いい質問だから、それだったらそれプラスとして現地視察もしながら、今後協議していきましょと、内容のあるものにしていきましょという形で提案させてもらっとるわけですから。

ですから、そういった意味で、皆さんのご意見を聞くという流れもつくっていただくという方向性でお願いしたいということは、委員長にね。

委員長（上野安是君） はい、わかりました。

委員外議員（三輪順治君） そのようによろしくどうぞお願いします。委員長、よろしくどうぞお願いします。

委員（鳥越孝太郎君） 先ほど三輪議員からもるるあったんですけども、ガイドラインをつくっていただきまして、配付いただきましてありがとうございます。

こん中で、4ページでありますけども、指導員の研修ということで、13番目に書いてありますが、放課後児童クラブの連絡協議会、これはどのように年間開かれてるのか。また、その内容についてどうなのか。そのあたりをまずお知らせいただきたいと思います。

子育て支援課長（谷本悦久君） 連絡協議会につきましては、総会が1回ございます。総会を開催する。これは、5月に1回、はい。

あと、指導員の研修会といたしまして、昨年は年3回研修会を開催いたしております。それから、一部協議事項がありましたら、役員会というものを昨年でしたら年2回開催をしております。

委員（鳥越孝太郎君） 役員会を年2回ということでもありますけれども、役員構成はどういうふうになってるんでしょうか。

子育て支援課長（谷本悦久君） 今資料が。申しわけございません。

委員（鳥越孝太郎君） いやいや、大まかなことで結構です。会長が1人おって、副会長

とか。

子育て支援課長（谷本悦久君） 会長が、各地区の運営委員会の運営委員長、今持ち回りで実はやっていただいとります。それが会長。副会長を各指導員の中から3名の方を出していただいて、これも持ち回りという形になりますけども、副会長が3名いらっしゃるということで役員会を開いております。

委員（鳥越孝太郎君） 1年のそれぞれ役員さんが持ち回りということになれば、やはりいろんな疑問とかが、課題が出たときに、次にうまく送ればいいんですけども、ある程度の期間役員さんをしていただいて、いろんな課題に対応するとか、そういうことも必要ではないかなというふうに思いますし、また連絡協議会の話の中身はどのようなことを協議されるのでしょうか。

子育て支援課長（谷本悦久君） 年1回総会というのは、当然役員改選も含めて、それからその連絡協議会の事業計画あるいは収支、決算、あるいは次年度の予算、事業計画と前年度の事業実績ということの協議をします。そして、毎年決まってまいります基準額の説明をしたり、このガイドラインが変われば、ガイドラインの説明をしたり、いろいろな変更点があれば、その都度事務局から変更点をご説明し、今後の運営にお願いしていくという形の会になろうかと思えます。

委員（鳥越孝太郎君） この協議会の中で、ガイドラインをせっかくつくってあるんですが、このガイドラインどおりにやってるかどうかの検証というのはどこがするんですか。

子育て支援課長（谷本悦久君） このガイドラインの19番目に、市への報告というのを載せております。このガイドラインそのものは、14クラブが望ましい姿になっていくための一つを示したものでありますので、これに沿った形で運営をしていただくように、四半期ごとに報告をいただくように今回させていただきました。

四半期ごとといいましても、3カ月の実績につきまして、ことしで言えば7月までに4、5、6の3カ月の開設日数とか子供たちの実利用人数とか、あるいは事故が発生した場合には事故報告とか、それから避難訓練等を実施した場合にはその報告を求めていくという形になろうかと思えます。

委員（鳥越孝太郎君） はい、わかりました。

委員（佐藤 豊君） 11番の職員体制についてなんですけれども、（2）のほうで、指導員は下記に掲げる有識者を配置することが望ましいと、1番が保育士または幼稚園、小学校もしくは中学校教諭の資格を有するものということですけども、現実的には有資格者の指導員体制というんですか、資格を持たれとる方が14施設の中でどういった形で今運営されてるのか。望ましいということですから、限ったことじゃないんですけども、そういった方がおられればということなんですけれども、現状はどんなんでしょうか。

子育て支援課長（谷本悦久君） 本年度は、14クラブの中で指導員が今51名いらっしゃいます。そのうち、有資格者は13人となっております、全体の割合は25.5%が資格を持った方ということになっております。

委員（佐藤 豊君） 済みません。もうちょっと掘り下げてお話を聞きたいんですが、小学校の教員の資格を持たれとるとか、幼稚園とか、中学校とか、具体的な数的にはわかりますでしょうか。

子育て支援課長（谷本悦久君） 保育士の方が8人、幼稚園の教諭の資格を持たれてる方が2人、それから中学校の免許を持たれてる方が3人ということで、トータル13人ということであります。

委員（佐藤 豊君） ちょっと一応1年生から3年生という対象ですけど、中には4年生とかという形ですけど、実質的にはお父さん、お母さんが帰宅が遅いという形で、5年生、6年生もそこに預かっておられるというような現状もあるんですか。その辺の現状をちょっとお聞かせ願えればと。

子育て支援課長（谷本悦久君） 基本的には、ほとんどのクラブが6年まで入ってもらっているところが多うございます。中には、四季が丘につきましては、今んとこ小学校の4年生までですか、決めております。ほいで、今まで出部の小学校はニーズが多かったものですから、小学校は基本的に1年から3年までというに決められまして、ことしはちょっと3年までというのを広げられたんじゃないかと思うんです。ちょっと今申し上げられませんが、はっきりとした回答ができないので申しわけないんですけども、小学校1年から3年生を少し4年、5年にされたんじゃないかというふうに思っております。

委員（佐藤 豊君） ということは、各預かりのところで、放課後児童で、その辺は状況をかながみながら、柔軟性を持って対応はできるということによろしいのでしょうか。

子育て支援課長（谷本悦久君） 基本的に、その地域の特性がありますので特性をとるか、余り縛ってもいけませんので、地域が受け入れられるなら受け入れてもらうという形で、運営委員会で決めていただいております。それは、幼稚園につきましても同じような形で、実際に補助対象になっておりませんが、幼稚園も受け入れをされてるところが多うございます。

委員（佐藤 豊君） わかりました。終わります。

委員（森下金三君） ちょっと私は、余り児童クラブのことは詳しくようわからんのですが、ここにガイドラインを示されて、その中に義務的な拘束力を持つ最低基準という位置づけでなく、地域の実情に応じた運営の基準と示すものであり、これによって放課後児童クラブという望ましい運営を目指そうとするものであると、こういうふうにかかれとるわけですが、例えばこの基準に沿わないというようなもんが出てくる場合があった場合、例えば

常時2人以上配置するというようになってるけど、それができなかったとかというように、1人しかいなかったとかという、そういう場合が起きたときに、そういうこの基準に、最低限の基準をなかなか守れないというのが今までであったかどうかというのはわからんのですが、そうする基準をなかなか守らんところに対しては、もちろん指導もされるんですが、ここに出しとる委託料とかというようなもののカットとか、そういうことは考えられるんですか、どうなんですか。

子育て支援課長（谷本悦久君） 現状を当然基準に合うような形でもってお願いしてるところでありますけれども、実際にそういった場合につきましては、今こういう現時点でどうするかというのは考えておりません。

委員（森下金三君） 今の時点ではカットを考えていないということによろしいですか。

子育て支援課長（谷本悦久君） 現時点では考えておりません。

委員（森下金三君） はい、いいです。

委員（西田久志君） 5ページなんですけど、安全対策なんですけど、けがはあってはならんと思うんですけど、これは過去においてけが、要するに昨年度けがってというのは把握されていますでしょうか。

子育て支援課長（谷本悦久君） けがの報告は把握をしてるんですが、ちょっと今回のこの場には資料を持ち合わせておりません。

委員長（上野安是君） どうでしょうか。

委員（西田久志君） いや、もう後で結構です。

委員（佐藤 豊君） 済みません、もう一点だけ。

10番の施設設備のところの2番目のところの子供の生活をするスペースについてというところがございます。そこに1人当たりが1.65平米とありますけれども、どの児童クラブもその条件を満たした施設になってますかね。

子育て支援課長（谷本悦久君） 本年度につきましては、もうすべて条件を満たしております。

委員（佐藤 豊君） はい、わかりました。

委員長（上野安是君） 傍聴されている森本議員からただいま発言の申し出がありました。発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（森本典夫君） ありがとうございます。

このガイドラインをぜひつくってほしいという一般質問の中で提案をいたしまして、この

機、こういうガイドラインができました。本当にありがとうございました。

それで、このガイドラインそのものが、まだちょっと国の示すガイドラインと照合してみないとわからないんですが、国が示すガイドラインに沿ってこれができると思うんですけども、その国が示すガイドラインを十分にここでフォローできとるか。ここは国が示すガイドラインがあるけれども、井原市としてはここはどうもというようなところがあるのかどうか、そのあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

あ、もう一回ちょっと追加で。

国は、こういうガイドラインをつくりなさいということで質問のときにもいろいろ言った記憶がありますけれども、そのガイドラインに沿ってつくられと思うんですけども、欠落しとるところはあるのかないのか、ちょっとそのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

子育て支援課長（谷本悦久君） 安全対策という中で、すべてのところが事故やけがに対するマニュアルをつくってるかということは、これはまだ実はできてないんで、この辺は指導していきたいというふうに思っておりますし、防災、防犯対策につきましては……。

委員長（上野安是君） 引き続きどうぞ。

子育て支援課長（谷本悦久君） 失礼しました。国のガイドラインとの相違点ということになりますと、まず2番目に運営主体を定めたことということです。それから、6番目の開所時間では平日の標準開所時間を示したこと。

委員外議員（森本典夫君） 何番目かな。

子育て支援課長（谷本悦久君） 番号で言いますと、6番目です。

委員外議員（森本典夫君） 6番目、はい。

子育て支援課長（谷本悦久君） 開所時間につきまして、平日の開所時間を示したことであります。それから、7、8番で入所の募集等の手続、入所の要件を示したこと。それから、9番目で利用料等を示したこと。それから、11番目の職員体制では指導員のこの人数をも示したこと。それから、14番目で指導員の労働環境を加えたこと。それから、15番目で指導員との連携を加えたこと。それから、19番目で市への報告を加えたこと。それから、20番目での安全対策では賠償責任保険とか傷害保険の加入を示したこと。

委員外議員（森本典夫君） それは前じゃろ。それは前んとけえあるよ。

子育て支援課長（谷本悦久君） ガイドラインには、その賠償責任保険、傷害保険の加入は載っておりません。

委員外議員（森本典夫君） はいはいはい、済みません。20番じゃな。

委員長（上野安是君） 以上でしょうか。

委員外議員（森本典夫君） 国の状況をちょっと資料を持ってないんでわかりませんが、

またそれとつき合わせてやるとして、今言われたかなりの部分が市として加えたということですので、本当にいいことだなというふうに思います。このガイドラインに沿って、今後いろいろ運営をしていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと佐藤委員から話が出ました所管事務調査の考え方ですけど、今回こういう形で、このことが問題に取り上げられて、所管事務調査としてやるんかやらんのかということで委員会で議論して、へえでこれでやりましょうということで、三輪議員が出されたことについてやることになったということですが、建設経済なんかは鳥獣の問題でいろいろ継続、継続で所管事務調査をやってますけども、こういう問題で取り上げた場合、総務文教にも関係するわけですから、3つの委員会全部関係するわけですけども、こういうことがあって、とりあえずいろいろ質疑をしたと。最終的には、委員会としてこれを引き続いて所管事務調査としてやっていくんかどうかということも含めて、最終的に委員会として決を出して、へえでもうこれで終わり。それから、引き続いてまた調査していきましょうということにしていくんかというところを決めていかんと、今最初に言われたように、三輪議員が質問し、説明を受けて、へえから僕は委員会としてこういうふうにすべきだというふうに思っておりますんで……。

委員（鳥越孝太郎君） 議運でしてならよろしい、議運で。

委員外議員（森本典夫君） いや、議運じゃねえが。基本的な考え方を言っておりますんで、へえじゃからそういう形で引き続いてこのことについてはやるんかどうかというのを委員会で決めるべきだというふうに思ってますんで、僕の見解が違ふとるかもわかりませんが、じゃから委員会としてはこの問題について、引き続いてまだ研究課題があるから所管事務調査としてやっていこうということにするのか、もうこれで終わりにするのかというのはそれぞれの委員会で決めていくべきであるというふうに思っておりますんで、そこらあたりも委員会としてすばらしい結論を出していただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

子育て支援課長（谷本悦久君） 先ほど、ちょっと言葉足らずで申しわけなかったんですが、森下委員の質問に対して答えさせていただきます。

この市のガイドラインに沿った形でできなかつたらどうなるんかということですが、基本的に補助を受けておりますので、補助に合致しなかった場合は、運営費は減ります。

委員（森下金三君） ずさんにことをやっとして何もおとがめがない、きちっとやっしても当たり前でおとがめがない、それも同じ費用を出すというのはどうかな思うんですけど、これを聞いてよく理解できました、わかりました。はい、よろしいです。

〈なし〉

委員長（上野安是君）　　なお、調査事項を提案一覧表に書いております。放課後児童クラブの現地視察については、議会閉会中の継続調査といたしたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（上野安是君）　　現地視察の日時、場所及び委員派遣の手続を委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（上野安是君）　　これで本件については終わります。

〈その他本委員会の所管に属する事項〉

委員長（上野安是君）　　傍聴されている森本議員からただいま発言の申し出がありました。発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（森本典夫君）　　きのう、副市長のほうからも話がありましたように、大雨が降って警報が出ました。そのことについてお尋ねをしたいんですが、お知らせくんというのがありまして、西江原、井原、そのお知らせくんでいろいろ緊急なことも含めて、定時放送も含めて放送されておりますが、5時40分に警報が県南全域に出ました。このことに対して、お知らせくんでいつこういうのが出ましたよという、警報が出ましたというお知らせをするのは該当するのかもしれないのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（上野安是君）　　今の緊急の提案ということで森本議員から発言があったと、そういうふうに理解しております。これをどのようにいたしましょうか。

〈異議なし〉

市民生活部次長（笠行眞太郎君）　　本会議でもご説明をさせていただきましたが、いわゆ

る緊急放送で大雨洪水警報というのとか緊急情報が入りましたら、自動起動装置というのを設置しまして、それで一齐に派出をするということになります。これは、平成25年というふうにお話をさせていただきました。

今回は、そういう自動起動装置という装置部分がまだ導入をしておりませんので、この発令と同時に放送ができておりません。したがって、今回は市のほうで、副市長が申しましたように井原放送やメール配信等を、多様な方法を使って注意喚起を行ったということでございまして、平成25年以降は、設置終了後はこうしたものもすべて対応できるものというふうには認識をしております。

委員外議員（森本典夫君） それはようわかるんです。しかし、井原、西江原へ現在お知らせくんがあるわけで、緊急事態ですわ。大雨警報が、警報が出たんですから。先ほども話がありましたように、学校も皆休んだんですよ。そういう中で、お知らせくんが定時放送だけするような、6時50分に定時放送するだけで、緊急に大雨警報が出てるのに一言もないのですが。それはどんな対応をするんですか。

今言われたように25年、それは今度は本格的に運用するわけですから当然ですが、今回のように警報が出て警報のけの字も放送しないというような状況で、お知らせくんの意味があるんですかということを知りたいんです。その点どうでしょうか。5時40分に警報が出て、以後そういう放送をした経緯がありますか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） ちょっと確認をいたしまして、後ほどご回答を申し上げます。

委員外議員（森本典夫君） 僕は確認しました。いつ放送するかな思うて心待ちにしようりましたが、定時放送だけでした。

5時40分警報が出ました。僕のメールにも入りました。それで、これは絶対流れるぞと思うたら流れません、いつまでたっても。それで、そうしようりましたら6時50分でしたから、定時放送をただけです。どうなっとなんですか。副市長、このことに対してどうですか。

副市長（三宅生一君） 改めまして、これについて委員がおっしゃるとおりだというふうには思っておりますので、直ちに改善してまいります。

委員外議員（森本典夫君） そういう場合は、だれが放送担当で放送するんですか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 協働推進課、防災の担当のほうで所管をしております。

委員外議員（森本典夫君） 所管はわかります。

今回のように、5時40分に警報が出ました。警報が出ましたという放送は、具体的にはだれがするんですかってお尋ねしようなんです。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 協働推進課のほうで行います。

委員外議員（森本典夫君） ですから、その協働推進課の人が、言ってみりゃあ5時40分はまだ夜明けですわな、夜は明けとりますけど。真夜中12時に何か緊急事態が起きた場合、今のようなことで対応できるんですか、だれが対応するんですかという言ようるん、具体的に。すぐ放送ができるような状態になってるんですかという話です。どうですか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 警報が発令しましたら……。

委員外議員（森本典夫君） 警報だけじゃありませんよ、緊急事態。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 緊急事態が発生をしましたら、担当職員のほうへ連絡が入ってまいります、複数の職員のほうへ。その職員が速やかに参集をして、市民へそうした情報を提供するという仕組みをつくっております。

以上です。

委員外議員（森本典夫君） 具体的には、そういうことが起きた場合はだれがどういうふうに対応して、この本庁へ来て放送するようなシステムにしていますか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 防災の担当の職員が、複数受け持って行きます。

委員外議員（森本典夫君） 副市長の話で、今後は検討するということでありますんで、今後そういうことのないように、何があるかわかりません。たまたま今回は、豪雨の警報です。ですから、それ以外のことだってあるかもわからん。もうあすからこれに即対応できるように、現在は西江原、井原ですけども、そこへ全戸へ入っとるわけですから。それは、そういうのが流れんと、何のための緊急告知装置かわからんでしょう。こういうふうなことを思いますんで、ちょっと副市長の答弁のようにできるだけ早く検討していただいて、もうあすからでも対応していただくというふうにしていただきたいと思いますので、その点次長、どうでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 先ほど副市長が申し上げたとおりでございます。

委員外議員（森本典夫君） はい、終わります。ありがとうございました。

委員長（上野安是君） 以上で所管事務調査を終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、終始ご熱心にご議論いただきました。なおかつ、適切なお決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

ご議論の中で、いろいろご意見、ご提言を賜りました。それから、今後の施策の推進にこれを反映していきたいというふうに思っておりますので、深いご理解をお願いしたいと思います。

ます。本日はどうもありがとうございました。

委員長（上野安是君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈市民の声を聴く会での意見、要望等について〉

〈回答案等について協議〉

〈決定〉

〈議会への提案について〉

〈回答案について協議〉

〈決定〉

〈副議長あいさつ〉

委員長（上野安是君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

市民の声を聴く会での意見・要望等についての協議結果

番号	地区	要 望 等 の 内 容	回 答
1	県 主	太陽光補助金は一軒に対して、いくらののか?総額では判らない。	<p>市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することで循環型社会を構築し、環境にやさしいまちづくりを推進するため、太陽光発電システムおよび太陽熱温水器の設置に対して補助金を交付しています。</p> <p>●住宅用太陽光発電システム設置費補助金 太陽光発電システムを設置する一般住宅に対して、その経費の一部を補助します。 出力 1kW当たり 3 万円、上限額 4kW 12 万円</p> <p>●住宅用太陽熱温水器設置費補助金 太陽熱温水器を設置する一般住宅に対して、その経費の一部を補助します。 温水器の購入費および工事費の 1/10 以内、上限額 3 万円 詳しいことは、環境課(62-9515)までお問い合わせください。</p>

議会への提案についての協議結果

回収場所	記入日	内 容
いばら サンサン 交流館	24. 4. 27	<p>新緑の候 皆様におかれましては、益々ご健勝にてご活躍のこととお慶びを申し上げます。</p> <p>さて、小田川の桜の花も散り美しい新緑が目にしみる好季節となりました。</p> <p>ここ、3世代交流館も高齢者から、一般の方と利用者がとても増えています。</p> <p>私たち、本日●●会総会で使用させていただき、きれいな会場として、又、バリアフリー、快適な空間、足湯と設備も整い 会場いっぱいの方でとても有難く使用させていただきました。（敬老会等でも使用）</p> <p>「サンサン交流館」と、所在場所も普段から利用されている方々はよくご存じですがまだまだ「初めて来ました」、とか「此のあたりではと先に所在を確かめに1来ました」とかまだまだ多くの方に知られていないことが分かりました。</p> <p>そこで、「サンサン館」と書いてある看板、表示板を見ますと玄関まへの駐車場の入り口の扉に、余り目立たないところに書いてありました。</p> <p>これでは、初めてこられた方、桜見物、トイレ、足湯等利用者の方には不親切だと思いました。又今年3月「健康マラソン」があった時「どこかお風呂に入れるところはありますか」と尋ねられた時、うまく出来なく戸惑いました。大きな看板でもあればもう少し分かりやすくご案内が出来たかとも思いました。</p> <p>●どうかもう少しどちらから見てもわかりやすい看板の設置をお願い致します。</p> <p>●よくわかる場所に設置してはどうかと思います。</p> <p>折角の喜ばれる気持ちの良い施設です。考慮お願いいたします。</p>

回答（案）

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

〇〇様からいただきました提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

いばらサンサン交流館の看板設置のご提案ですが、ご指摘のとおり施設の位置を分かりやすくするには、看板の大きさや設置場所は重要なことです。

今回いただきました提案は、市民の健康づくりや世代間交流を図る場として多くの方に利用していただくためには、必要なものと考えますので、提案の内容を市に伝え要望したいと思っております。